

## 土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定

1. 区域指定の概要	
指定する区域（地番）	長田区南駒栄町 1 番 11 の一部（別図）
指定の区分	<input type="checkbox"/> 要措置区域 <input checked="" type="checkbox"/> 形質変更時要届出区域
指定の区分の理由	健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第 11 条第 1 項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定
指定年月日	平成 30 年 10 月 19 日
特定有害物質の種類	ベンゼン、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
2. 土壤汚染状況調査結果の概要	
調査の契機	土壤汚染対策法 <input type="checkbox"/> 第 3 条 <input type="checkbox"/> 第 4 条 <input checked="" type="checkbox"/> 第 14 条 <input type="checkbox"/> その他（第 条）
試料採取等対象物質	ベンゼン、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
土地の地歴調査結果	<ul style="list-style-type: none"><li>・大正 2 年頃から昭和 61 年頃まで都市ガス製造工場が立地し、その後は、建設発生残土の仮置場としての期間を除き未利用地であった。</li><li>・過去に行われた自主的な調査により、シアン化合物、鉛及びその化合物による土壤汚染が判明しており、その一部の汚染土壤の撤去を実施済みである。</li></ul>
土壤の測定結果	ベンゼン 溶出量最大 14 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L） シアン化合物 溶出量最大 9.8 mg/L（指定基準値 検出されないこと） 鉛及びその化合物 溶出量最大 0.059 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L） 含有量最大 160 mg/kg（指定基準値 150 mg/kg） 砒素及びその化合物 溶出量最大 0.071 mg/L（指定基準値 0.01 mg/L）
基準超過が確認された土地の面積	5,242.4 平方メートル
土壤汚染の原因	ガス製造工場の事業活動による。なお、鉛及びその化合物については、当該土地での使用等がなかった物質であり、原因は特定できない。
3. 周辺環境への影響	
地下水飲用	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：周辺に地下水飲用井戸がある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：周辺に地下水飲用井戸がない）
土壤の直接摂取	<input type="checkbox"/> 健康影響のおそれがある（理由：土壤を直接摂取するおそれがある） <input checked="" type="checkbox"/> 健康影響のおそれはない（理由：一般の人が立ち入る土地ではなく、汚染土壤表面がコンクリート、アスファルトで被覆されている）
4. 今後の対応	
土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないように土壤汚染対策法に基づき適正に措置するよう指導する	

位置図



指定区域図

